

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 4 号
件 名	所得税法第56条廃止を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	五十嵐完二，飯塚孝子，倉茂政樹，平あや子
要 旨	<p>私たちは、中小零細業者、家族経営で商売を営み働く女性家族従業者と女性事業主の団体です。事業主である夫や父親とともに家業に携わっている女性家族従業者である私たち業者婦人は、家族経営の自営業にとってはなくてはならない存在として働いています。しかし、その家族従業者の働き分（自家労賃）は、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないこととする所得税法第 56 条の規定により、税法上は必要経費にすることを認められていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、特例として最高でも配偶者は 86 万円、配偶者以外の家族は 50 万円が控除されるだけで、最低賃金にも達していません。</p> <p>所得税法第 56 条を廃止し、家族従業者の働き分（自家労賃）や人権を社会的に公正に評価することを求め、所得税法第 56 条を廃止するよう国に意見書を提出していただきたく、新潟市議会にお願いいたします。</p> <p>請願の理由</p> <p>国は、私たち家族経営を含む小規模企業は経済を牽引し、雇用を確保し、地域社会の主役として住民生活に貢献している国家の財産ともいべき存在であるとし、日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促すため、地方自治体において具体的な施策の立案，実施するよう小規模企業振興基本法を定めました。この法律の趣旨からも、家族従業者の役割を否定し地位を低下させ、家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げる所得税法第 56 条は廃止されるべきです。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成27年 9 月 14 日 総務常任委員会
受 理	平成27年 9 月 8 日 第 3 4 1 号

また、青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第 57 条は、税務署長が条件つきで一部の経費のみ認める特典でしかなく、取り消される場合もあります。そもそも申告の仕方によって経費にできる・できないとすること自体が公正ではありません。2014 年 1 月からは全ての事業者に記帳が義務づけられ、白色申告者であっても家族従業員への給料支払いは当然正確に記帳されます。租税回避のおそれを理由にする根拠はなくなり、申告の仕方による差別は認められません。

アメリカ、イギリス、ドイツなど世界の主要国は、働き分（自家労賃）を必要経費と認め、家族従業員の人権、労働を正當に評価しています。日本全国でも、所得税法第 56 条の廃止を求める声が広がり、2015 年 7 月現在、8 県議会を含む 402 自治体が請願を採択し、国に意見書を提出しています。

中小零細業者や農業など家族経営の自営業で働く女性たちの働きを公正に認め、給料を経費にできるように、そして給料の中から税金を払い、個人として地方政治に貢献できる自立した存在になれるように、地域の中で女性たちが生き生きと力を発揮して働ける環境づくりの一環として、どうか趣旨に御賛同いただき、貴議会において同内容の意見書を国に提出して下さるよう請願いたします。